

# 令和4年福島県沖を震源とする地震における 住宅の応急修理制度

令和4年3月23日  
福島市

令和4年福島県沖を震源とする地震（以下「地震」という。）により住宅が準半壊、半壊、中規模半壊又は大規模半壊した世帯に対し、被災した住宅の屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備など日常生活に不可欠な部分について、災害救助法（以下「法」という。）に基づき応急的に修理します。

## 1 対象者

### （1）以下の要件を全て満たす方（世帯）

- ① 地震により準半壊、半壊、中規模半壊又は大規模半壊の住家被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあること。ただし、対象者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、住宅の応急修理の対象となる。

※準半壊、半壊、中規模半壊の場合、自らの資力では修理ができない方

※全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能である場合は対象となる。

- ② 応急修理を行なうことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。

※応急仮設住宅、公営住宅等と応急修理の制度を重複して利用することは認められない。ただし、以下の場合を除く。

ア 一時的な避難場所として公営住宅等を利用している場合

イ 応急修理をする被災者のうち、応急修理の期間が1か月を超え、かつ発災の日から原則6か月以内に修理が完了し自宅に戻ることが可能であると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な場合

なお、この場合、応急仮設住宅の使用期間は地震発生の日から原則6か月とし、応急修理が完了した場合は速やかに退去すること。

- （2）地震のため住家が準半壊、半壊又は中規模半壊の被害を受け、自らの資力では応急修理をすることができない方については、「資力に関する申出書」（様式第2号）を基に、その被災者の資力を把握し、ある程度資力がある場合には、ローン等の個別事情を勘案し、判断します。

## 2 住宅の応急修理の範囲及び基本的考え方

### （1）住宅の応急修理の範囲

住宅の応急修理の対象範囲は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要な欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について実施します。

## (2) 応急修理の優先順位

法による応急修理は、居室、台所、トイレ等日常生活に必要欠くことのできない部分及び日常生活に欠くことのできない破損箇所（土台、床、壁、窓、戸、天井、屋根等の如何を問わない。）に限られ、一般的に修理は屋根、壁、床など、より緊急を要する部分から実施すべきという考え方をもとに以下の優先順位を定めます。

優先度	応急修理の緊急性の高い部位
①	壊れた屋根の補修、壊れた基礎の補修、柱・梁等の補修、壊れた外壁の補修、壊れた床の補修
②	壊れたドア、窓等の開口部の補修
③	配管・配線の補修（上下水道管の水漏れの補修、壊れた給排気設備（換気扇などの交換）、電気・ガス・電話等の配管・配線の補修）
④	壊れた衛生設備（便器・浴槽などの交換）

## (3) 基本的考え方

応急修理の箇所や方法等についての基本的考え方は、以下のとおりとします。（詳細は、別紙1「応急修理にかかる工事例」のとおり）

- ① 地震の被害と直接関係ある修理のみが対象となる。
- ② 内装に関するものは原則として対象外とする。ただし、床や壁の修理と併せて畳等や壁紙の補修が行われる場合については、当該部分に限り対象とする。
- ③ 修理の方法は、柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設するなど代替措置でも可とする。
- ④ 家電製品（独立式ガスコンロ・食洗器・クーラーなど）は対象外である。
- ⑤ 住家が半壊又は準半壊の被害を受けていても、残存した部分において差し当たりの生活に支障がないときは、法による住宅の応急修理の対象とはならない。

例えば、1階にトイレがあり災害により破損したが、2階にもトイレがあるため、差し当たって2階のトイレの使用が可能な状態であれば、法による応急修理の対象とはならないなど。

## 3 基準額等

- (1) 住宅の応急修理のため支出できる費用は、原材料費、労務費及び修理事務費等一切の経費を含むものとし、1世帯あたりの限度額は次のとおりとする。

1世帯あたり 595,000円以内（準半壊は、300,000円以内）

- (2) 同一住家（1戸）に2以上の世帯が居住している場合に住宅の応急修理のため支出できる費用の額は、(1)の1世帯当たりの額以内とします。

## (3) 借家の取扱

借家は、本来、その所有者が修理を行うものであるが、法の住宅の応急修理は、住宅の再建や住宅の損害補償を行うものではなく、生活の場を確保するものであるから、借家であっても、所有者が修理を行えず、かつ、居住者の資力をもってしては修理できないために現に居住する場所を失う場合は、所有者の同意を得て応急修理を行うことができます。

なお、この場合、所有者の資力を確認する必要があるため、所有者の所得が確認できる公的機関からの証明書・書類等をあわせて提出してください。また、火災保険・共済等による保険金や共済金を受領していないことを受付窓口において確認します。

また、借家の所有者が法人（株式会社、（有限会社）、合同・合資、合名会社など）である場合は、その法人に資力が無いとは考えにくいいため、法による応急修理の対象とはならない。

#### （４）公営住宅や公務員宿舎の取扱

公営住宅や公務員宿舎の修繕については、法令を所管する省庁及び法定受託されている自治体において修理を行うものであり、法による応急修理の対象とはなりません。また、入居者が増築した居室・入居者自らが設置した風呂釜や給湯機器等の修理や、公営住宅等の退去時修繕負担金等についても応急修理の対象とはなりません。

### 4 手続きの流れ（別紙２「住宅応急修理事務手続フロー」のとおり）

#### 【受付に必要な書類】

- ① 住宅の応急修理申込書（様式第１号）
- ② リ災証明書 ※提示で可
- ③ 住民票（世帯全員が記載されたもの）
- ④ 施工前の修理箇所等の被害状況が分かる写真
- ⑤ 修理見積書（様式３号）※後日、提出可だが、工事決定までに必要
- ⑥ 資力に関する申出書（様式２号）※大規模半壊の場合は添付不要
- ⑦ 所有者の同意書（様式７号）※借家の場合のみ
- ⑧ その他市長が必要と認める書類

※２、３の交付は無料です。住民票を申請される際は、リ災証明書をご提示いただき、窓口へ応急修理制度で使用するをお伝えください。（コンビニ交付は有料）

## 別紙 1

### 住宅の応急修理にかかる工事例

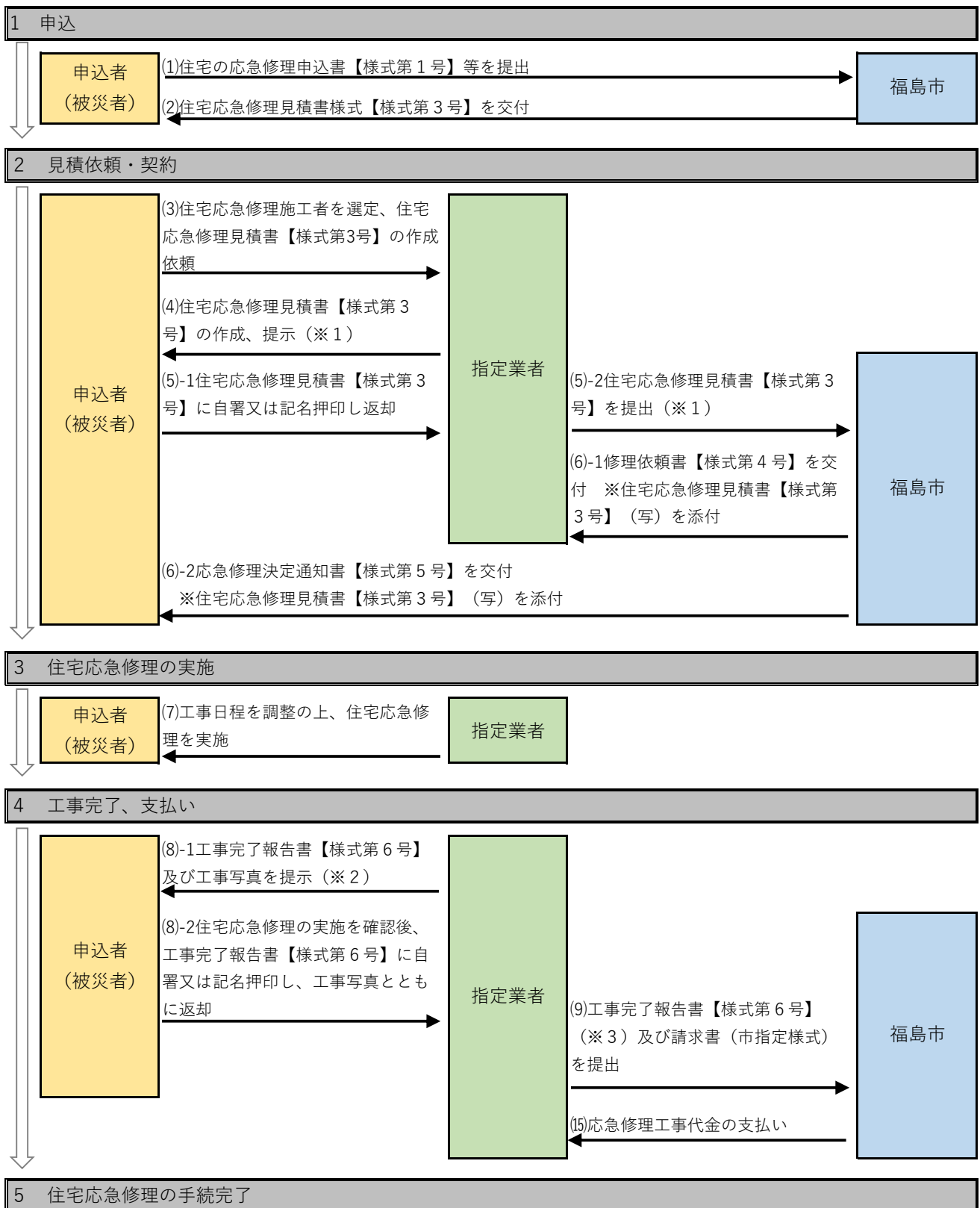
#### 1 典型的な応急修理の工事例

- ① 壊れた屋根の補修（瓦葺屋根を鋼板葺屋根に変更するなどの屋根瓦材の変更を含む）
- ② 傾いた柱の家起こし（筋交の取替、耐震合板の打付等の耐震性確保のための措置を伴うものに限る）
- ③ 破損した柱梁等の構造部材の取替
- ④ 壊れた床の補修（床の補修と併せて行わざるを得ない必要最小限の畳の補修を含む。）
- ⑤ 壊れた外壁の補修（土壁を板壁に変更する等の壁材の変更を含む。外壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする）
- ⑥ 壊れた基礎の補修（無筋基礎の場合には、鉄筋コンクリートによる耐震補強を含む。）
- ⑦ 壊れた戸、窓の補修（破損したガラス、カギの取替を含む）
- ⑧ 壊れた給排気設備の取替
- ⑨ 上下水道配管の水漏れ部分の補修（配管埋め込み部分の壁等のタイルの補修を含む）
- ⑩ 電気、ガス、電話等の配管や配線の補修（スイッチ、コンセント、ブラケット、ガス栓、ジャックを含む）
- ⑪ 壊れた便器、浴槽等の衛生設備の取替（便器はロータンクを含むが、洗浄機能の付加された部分は含まない。設備の取替と併せて行わざるを得ない最小限の床、壁の補修を含む。）

#### 2 応急修理の基本的考え方

- ① 地震の被害と直接関係ある修理のみが対象となる。
  - （例）○壊れた屋根の補修（屋根葺き材の変更は可）
  - 壊れた便器の取り替え（×洗浄機能等の付帯したものは不可）
  - 割れたガラスの取り替え（取り替えるガラスはペアガラスでも可）
  - ×壊れていない便器の取り替え
  - ×古くなった壁紙の貼り替え
  - ×古くなった屋根葺き材の取り替え
- ② 内装に関するものは原則として対象外であるが、床や壁の修理と併せて畳等や壁紙の補修が行われる場合については、以下の取扱とする。
  - ・壊れた壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする。
  - （例）×壊れた石膏ボードのみの取り替え
  - ×畳や壁紙のみの補修
- ③ 修理の方法は代替措置でも可とする。
  - （例）○柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設
- ④ 家電製品（独立式ガスコンロ・食洗器・クーラー等）は対象外である。

住宅応急修理事務手続フロー



※1 住宅応急修理見積書【様式第3号】には、屋根、壁、土台等部位ごとの工事明細を明記し、被害状況、工事予定箇所を示す施工前の写真を添付すること。

※2 応急修理の箇所、施工前、施工中及び施工後の工事写真を提示すること。

※3 工事完了報告書【様式第6号】には、施工前、施工中及び施工後の工事写真を添付すること。